

# 福江空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

航空の安全を確保するため空港周辺では一定の高さを超える物件等を設置することはできません。  
「航空法」により各空港に設定した**制限表面の上に出る高さの物件を設置又は留置することは禁止されています。**

物件例

- (1) 住居等の建築、植栽(※)、アンテナ・看板・電線・電柱等の設置等
- (2) クレーン等高所作業車での作業及び移動
- (3) ドローン・ラジコン機の飛行、凧揚げ、アドバルーン、花火等

※樹木等が成長し、制限表面の上に出る場合は、その部分を除去しなければなりません。

除去の請求が行われているにもかかわらず除去されない場合は法的措置をとる場合がございます。

制限表面の範囲など不明な事項については、下記担当窓口までお問い合わせください

【問い合わせ先】五島振興局 福江空港管理事務所 TEL 0959-72-2400 FAX 0959-72-3104

## ○航空法による制限表面のイメージ

